

第13回 定例総会議事録

1. 日 時	令和4年4月11日（月）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝末野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
なし	
5. 事務局	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第13回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝末野会長からご挨拶をお願いいたします。
	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第13回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	<p>それでは、議事録署名委員に2番阿部委員さん、8番加藤委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>まず、第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より南西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地はホウレンソウ、ネギ、キャベツ、が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約57aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、2番は、14ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議1番と関連がありますので、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を一括報告してください。</p>
11番脇委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より南東へ約250mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地においてジャガイモを栽培予定です。農機</p>

	<p>具は、草刈機を2台所有、トラクター、コンバイン、田植機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は、利用権同時申請分を併せて約35a となります。</p> <p>次に14ページ 1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より1筆は東へ約300mの距離、1筆は東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では1筆はレンコン、1筆は野菜を栽培予定です。農機具、経営面積は3条申請2番と同内容です。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校より北西へ約350mに位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約65a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立二豊学園より南西へ約2.9kmに位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は耕運機を2台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約30aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ 1番は、18ページ 第4号議案 利用権設定 1番と関連がありますので、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会の意見を一括して報告してください。
9番齊木委員	まず3ページ 1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立吉野中学校より東へ約350mに位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてカボス、プラムを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機を各1台、耕運機を2台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約31aとなります。 次に18ページ1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案

	<p>の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野中学校より東へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稻を栽培します。農機具、経営面積は3ページ 1番と同内容です。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、3ページ4番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 竹中駅より南へ約180mの距離に位置した農地であり、現地はウメ、カボスが植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてウメ、カボスを栽培予定です。農機具はトラクター、軽トラックを各1台、管理機を2台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約46a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、4ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報</p>

	<p>告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 幸崎駅より南へ約2km の距離に位置した農地であり、現地は麦が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は耕運機、軽トラックを各1台、草刈機を2台、所有しており、田植機、コンバイン、トラクターを各1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約38a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ5ページ 2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りで、姉から弟への贈与の案件です。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南へ約1.5km から2.6km の距離に点在した農地であり、現地は果樹が栽培されている他、耕起または保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において果樹、水稻、露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約70a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ6ページ 1番については大分地区ですので私から報告します。
議長	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立滝尾小学校より南西へ約630mに位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを1台所有、田植機、コンバインを各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約56a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ6ページ 2番は、19ページ 第4号議案 利用権設定 1番と関連がありますので、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を一括して報告してください。
5番得丸委員	<p>まず6ページ 2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立別保小学校より北西へ約50mの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてバレイシヨ、タマネギを栽培予定です。農機具は耕運機、軽トラック、草刈機を各1台所有しており、コンバイン、トラクター、田植機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時</p>

	<p>申請分を併せて約36a となります。</p> <p>19ページ 1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は亀の井自動車学校より北東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は一部に野菜が植えられ、その他は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は耕運機、軽トラック、草刈機を各1台所有、コンバイン、トラクター、田植機を各1台借用しています。利用権設定後の経営面積は3条同時申請分と併せて約18a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
8番加藤委員	<p>同時申請とのことですが、3条申請と利用権の契約成立後の面積が違うのはなぜでしょうか。</p>
事務局	<p>農地法第3条は世帯員等を含めた面積ですが、利用権は申請者本人のみの面積になるため違いがあります。また受人は福岡在住となっておりますが、実際は森町に住んでいます。仕事の都合上、住民票の住所を動かさなかったとのこと、3条申請は世帯員等である森町のお父さんの耕作面積を合算したものとなっております。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、7ページ 農地法第4条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分南警察署の東約300mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農業用倉庫及び作業場として利用するものです。農地区分です。申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域であるため、農用地区域内の農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、8ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬西小学校の東約350mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>

議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校の西約900mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、医療法人が経営する病院の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地のうち、基盤整備の施工に係る区域内にある農地であるため、甲種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ9ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。
11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院の南約600mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、学校法人が経営する幼稚園及び保育園の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南西約850mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、コンビニエンスストア等の経営事業等を営む法人がコンビニエンスストアとして利用するものです。農地区分です。申請地のうち4筆は、水管、下水管が埋設されている国道の沿道であって、500m以内に2以上の医療施設がある農地であるため第3種農地に該当します。また、2筆は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、10ページ 一時転用 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校の北約200mに位置する農地であり、現地は既に駐車場用地として利用されています。転用者の状況です。本申請は、障害福祉サービス事業等を営む法人が駐車場用地として</p>

	<p>利用するものであり、利用後は速やかに農地に復元する計画です。農地区分です。申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内であるため、農用地区域内の農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、11ページ 第2号議案 農地競売・公売買受適格証明願について審議します。1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北へ約950mの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は耕運機を5台、トラクターを4台、田植機、コンバイン、マルチロータリーを各2台、移植機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約203a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意</p>

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	<p>2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北へ約1.3km 圏内に点在する農地であり、現地の2筆は耕起され、1筆は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてトウモロコシ、落花生、ポポーを栽培予定です。農機具はトラクターを1台借用、トラクターを1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約37a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	全員賛成ですので、第2号議案は証明の発行を承認することとします。

	<p>次に、12ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画作成要請について審議します。</p> <p>1番 基盤強化促進法での所有権移転について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立川添小学校より南西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は麦が植えられていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地では水稻を栽培します。農機具はトラクターを2台、コンバイン、田植機、籾摺り機を各1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約283aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、13ページ 利用権設定 1番については大分地区ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。</p>
議長	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より曲の1筆は南西へ約1km、津守の2筆は南へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されてきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定新規就農者で、申請地では水稻を栽培します。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約82aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意</p>

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に、14ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。1番は第1号議案に関連して報告いただいていますので、2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番協委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より南東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稻を栽培予定です。農機具は草刈機、トラクター、田植機を各2台、コンバインを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約236a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ15ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地ではサツマイモ、小ネギ、シソ、ダイコン、タマネギ、ブロッコリー、キュウリ、トマトを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、田植機を2台、トラクター、耕運機、ミニ耕運機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約27a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ16ページ 4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南西へ約2.5km の距離に点在した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各2台、軽トラック、2tトラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約252a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
8番加藤委員	なければ5番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南西へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機を5台、草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを各2台、籾摺り機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約249aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ17ページ 6番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南西へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機、軽トラックを</p>

	<p>各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約93a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ18ページ 1番、19ページ 1番は第1号議案に関連して報告をいただいていますので、20ページ再設定について説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>20ページ、1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については、これまでの同内容での再設定となっています。地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 次に、21ページ 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。</p>

事務局	<p>説明は事務局からお願いします。</p> <p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は上冬田地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、白ネギを栽培する認定農業者で、申請地でも水稻、麦、白ネギの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約303a となります。</p> <p>22ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は戸次本町地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にパセリを栽培する認定新規農業者で、申請地でもパセリの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約35a となります。</p> <p>23ページ 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、申請地でもニラの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約84a となります。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチゴ、露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地でもイチゴ、露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約243a となります。</p> <p>24ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、門前地区に位置した農地であり、現地は整地されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にオオバを栽培す</p>
-----	--

	<p>る認定農業者です。申請地でもオオバの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約151a となります。</p> <p>25ページ 1番です。集積が済んでいるものの配分替えの案件です。40ページに双方合意の解約がでており、新たに配分替えを行うという内容です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、辻原地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦、大豆を栽培する認定農業者に配分替えする計画です。契約成立後の経営面積は約326a となります。</p> <p>次に26ページ 1番です。中間管理事業を通じての再設定です。土地の表示、権利、申請者等については議案の通りです。これまでと同じ方に5年間の使用貸借権での再設定となっています。</p> <p>それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、すべての案件で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は承認します。</p> <p>次に27ページ 第6号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>まず27ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りで</p>

	<p>す。証明内容は1979年頃より宅地として進入路として使用しているとの内容です。現地調査報告です。申請地は、JR 賀来駅より北東へ約600mに位置した農地であり、現地は宅地への進入路として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2002年頃より耕作放棄により原野化しているとの内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立植田小学校より南東へ約500mに位置して農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ28ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>28ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2018年頃より耕作放棄により山林化したとの内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北東へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。</p>

	<p>地区審議会でも審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ29ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>29ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1972年頃より耕作放棄により山林化しているとの内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南へ約1.1kmに位置した農地であり、現地は山林化していました。地区審議会でも審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、30ページ 第7号議案 空き家に付属した農地指定 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地の状況と地区審議会での意見を報告してください。</p>

14番中園委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、志生木簡易郵便局より南西に約1.1 k mの距離に位置した農地であり、現地は背丈程度の雑草、雑木が混在して生えていました。また今後、佐賀関在住の所有者による維持管理等も見込めない状態でした。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、指定相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、指定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は空き家に付属した農地に指定します。</p> <p>次の31ページからは、第8号議案 報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>まず31ページから33ページ 農地法第3条の3届出です。相続により農地を取得したという届出が合計で3件出ています。次に34ページ 農地法第4条第1項第8号届出です。市街化区域農地において、所有者が転用する届出が合計で10件出ています。続いて35ページから39ページ 農地法第5条第1項第7号届出です。市街化区域農地において、権利移動をとまなう転用の届出が合計で61件出ています。最後は40ページから41ページです。農地法第18条6項の通知で、戦前小作、中間管理事業の配分替え、3条、利用権、それぞれについて双方合意による解約の通知が合計で4件出ています。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。
議長	なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。その他で、何かありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、これで第13回定例総会を閉会します。